

新	旧	備考
<p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p><略></p> <p>4-1-3 環境試料中の放射性物質の濃度 環境試料中の放射性物質の濃度は、防護措置の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供、沈着した放射性物質の拡がりの確認等、試料ごとに測定目的が異なる。 <u>本要領</u>において、環境試料は、土壌、飲食物（飲料水を含む）、その他の環境試料（降水、陸水、海水、河底土、湖底土、海底土、指標生物等）に分類し、「4-4-4 全面緊急事態」において、採取地点の選定の考え方等を記載する。</p> <p><略></p> <p>4-4-4 施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、事象の進展を把握するため、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを開始する。 なお、愛媛県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間は、「愛媛県緊急時モニタリング計画」及び<u>本要領</u>に基づき、<u>EMC構成要員</u>として、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>4-4-5 全面緊急事態 全面緊急事態に至った直後には、屋内退避している住民の避難や一時移転等の追加の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先することとし、愛媛県は、<u>EMC構成要員</u>として、緊急時モニタリング実施計画に基づき、次の緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p><略></p> <p>4-1-3 環境試料中の放射性物質の濃度 環境試料中の放射性物質の濃度は、防護措置の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供、沈着した放射性物質の拡がりの確認等、試料ごとに測定目的が異なる。 <u>本実施要領</u>において、環境試料は、土壌、飲食物（飲料水を含む）、その他の環境試料（降水、陸水、海水、河底土、湖底土、海底土、指標生物等）に分類し、「4-4-4 全面緊急事態」において、採取地点の選定の考え方等を記載する。</p> <p><略></p> <p>4-4-4 施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、事象の進展を把握するため、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを開始する。 なお、愛媛県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間は、「愛媛県緊急時モニタリング計画」及び<u>本実施要領</u>に基づき、<u>EMCの構成員</u>として、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>4-4-5 全面緊急事態 全面緊急事態に至った直後には、屋内退避している住民の避難や一時移転等の追加の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先することとし、愛媛県は、<u>EMCの構成員</u>として、緊急時モニタリング実施計画に基づき、次の緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>・記載の統一</p> <p>・記載、用語の統一</p> <p>・用語の統一</p>

新	旧	備考
<p><略></p> <p>4-5-4 施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、事象の進展を把握するため、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを開始する。</p> <p>なお、愛媛県は、国が策定する「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの間は、「愛媛県緊急時モニタリング実施計画」及び<u>本要領</u>に基づき、<u>EMC構成要員</u>として、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>4-5-5 全面緊急事態 全面緊急事態に至った直後には、屋内退避している住民の避難や一時移転等の追加の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先することとし、愛媛県は、<u>EMC構成要員</u>として、緊急時モニタリング実施計画に基づき、次の緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>6 モニタリング要員の被ばく管理及び防護措置 6-1 被ばく管理方法 <u>EMC構成要員の派遣元機関は、被ばくの可能性のある環境下で活動するEMC構成要員の被ばく線量について、当該要員等から報告を受け、適切に管理する。</u> <u>EMCは測定分析担当に安全管理責任者を置く。</u></p> <p><u>安全管理責任者は、被ばくの可能性のある環境下で活動するEMC構成要員の被ばく線量について、当該要員から報告を受け、</u></p>	<p><略></p> <p>4-5-4 施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、事象の進展を把握するため、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを開始する。</p> <p>なお、愛媛県は、国が策定する「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの間は、「愛媛県緊急時モニタリング実施計画」及び<u>本実施要領</u>に基づき、<u>EMCの構成員</u>として、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>4-5-5 全面緊急事態 全面緊急事態に至った直後には、屋内退避している住民の避難や一時移転等の追加の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先することとし、愛媛県は、<u>EMCの構成員</u>として、緊急時モニタリング実施計画に基づき、次の緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>6 モニタリング要員の被ばく管理及び防護措置 6-1 被ばく管理方法 <u>EMC測定分析担当に安全管理責任者を置き、EMC測定分析担当の要員は、個人の被ばく線量を安全管理責任者に報告する。安全管理責任者は、要員の被ばく状況を取りまとめ、企画調整グループに報告することでEMCセンター長と情報を共有する。</u></p>	<p>・記載、用語の統一</p> <p>・用語の統一</p> <p>・原子力災害対策指針の改正(令和4年7月6日)を踏まえ、EMC構成要員の派遣元機関における被ばく管理の責任を明確化</p>

新	旧	備考
<p><u>企画調整グループに報告することでEMCセンター長と情報を共有する。</u></p> <p>6-2 防護措置</p> <p><u>EMC構成要員の派遣元機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動するEMC構成要員に、防護服、防護マスク等を携行させる。</u></p> <p><u>なお、愛媛県は、必要に応じ当該要員に対して、愛媛県が保有する防護服、防護マスク等を貸与又は支給する。</u></p> <p>EMCセンター長は、<u>当該要員</u>に対して、防護服、防護マスク等の着用を指示し、安全管理責任者を通じて各要員に伝達する。</p> <p>また、企画調整グループは、個人の被ばく線量と、<u>当該要員</u>の派遣元機関が定める被ばく線量限度を考慮して指示書を作成し、安全管理責任者の確認を受ける。</p> <p>6-3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p><u>EMC構成要員の派遣元機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動するEMC構成要員に、安定ヨウ素剤を携行させる。</u></p> <p><u>なお、愛媛県は、必要に応じ当該要員に対して、愛媛県が保有する安定ヨウ素剤を貸与又は支給する。</u></p> <p><u>EMCセンター長は、ERCからの指示を受け、安全管理責任者を通じて当該要員に安定ヨウ素剤の服用について</u>伝達する。(服用の決定、方法等については、国の運用指針に従う。)</p> <p>6-4 退避指示</p> <p>EMCセンター長は、現地の状況を踏まえ、EMC <u>構成要員</u>の安全確保が難しい状況に至った際又はその<u>おそれ</u>があると判断した場合は、EMC測定分析担当総括・連絡班を通じて<u>当該要員</u>に対して活動の中止及び退避指示を出す。<u>当該要員</u>は指示に従い、速やかに緊急時モニタリング活動を中止して退避する。</p> <p>ただし、<u>当該要員</u>自身が安全の確保が難しいと</p>	<p>6-2 防護措置</p> <p>EMCセンター長は、<u>放射性物質による汚染又はその恐れがある場所においてモニタリング活動を行う要員</u>に対して、防護服、防護マスク等の着用を指示し、安全管理責任者を通じて各要員に伝達する。</p> <p>また、企画調整グループは、個人の被ばく線量と、<u>要員</u>の派遣元機関が定める被ばく線量限度を考慮して指示書を作成し、安全管理責任者の確認を受ける。</p> <p>6-3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p><u>安全管理責任者</u>は、<u>EMC測定分析担当測定・採取班の要員</u>に安定ヨウ素剤を携行させる。<u>服用については、ERCからの指示を受け、EMCセンター長が安全管理責任者を通じて各要員に</u>伝達する。(服用の決定、方法等については、国の運用指針に従う。)</p> <p>6-4 退避指示</p> <p>EMCセンター長は、現地の状況を踏まえ、EMC <u>の</u>構成要員の安全確保が難しい状況に至った際又はその<u>恐れ</u>があると判断した場合は、EMC測定分析担当総括・連絡班を通じて<u>緊急時モニタリング要員</u>に対して活動の中止及び退避指示を出す。<u>各要員</u>は指示に従い、速やかに緊急時モニタリング活動を中止して退避する。</p> <p>ただし、<u>緊急時モニタリング要員</u>自身が安全の確保が難しいと</p>	<p>・地域防災計画（原子力災害対策編）の改定（令和5年2月）を踏まえ、EMC構成要員の派遣元機関の役割を明確化するとともに、資機材については、愛媛県から貸与等する旨を追記</p> <p>・地域防災計画（原子力災害対策編）の改定（令和5年2月）を踏まえ、EMC構成要員の派遣元機関の役割を明確化するとともに、資機材については、愛媛県から貸与等する旨を追記</p> <p>・記載の適正化</p>

新	旧	備考
<p>判断した場合は、指示を待たずに速やかに退避し、その旨をEMC測定分析担当総括・連絡班へ伝える。</p> <p>なお、現地での判断を可能とするため、各測定チームに、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた<u>者</u>を1名以上配置する。</p> <p><略></p> <p>8 要領の見直し</p> <p>本要領は、国の関係規程（原子力災害対策指針、緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）、<u>緊急時モニタリングセンター設置要領</u>等）の改正等、測定技術の向上及び社会環境等の変化に対応し、随時見直しを行う。</p> <p><略></p>	<p>判断した場合は、指示を待たずに速やかに退避し、その旨をEMC測定分析担当総括・連絡班へ伝える。</p> <p>なお、現地での判断を可能とするため、各測定チームに、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた<u>要員</u>を1名以上配置する。</p> <p><略></p> <p>8 要領の見直し</p> <p>本要領は、国の関係規程（原子力災害対策指針、緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）、<u>伊方緊急時モニタリングセンター運営要領</u>等）の改正等、測定技術の向上及び社会環境等の変化に対応し、随時見直しを行う。</p> <p><略></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>